

# 農業委員会総会議事録

## 第7回農業委員会

1. 開会日時 令和3年10月28日(木) 午前9時23分

2. 閉会日時 令和3年10月28日(木) 午前9時49分

3. 場 所 豊山町役場 3階 会議室3・4

### 4. 出席者

委員(全16人中16人出席)

#### 出席者

1番	鈴木康由	9番	河村賢治
2番	筒井直樹	10番	坪井保夫
3番	小出尚武	11番	坪井兼俊
4番	石黒 優	12番	坪井佳雅理
5番	戸田克之	13番	柴田祥一
6番	水野 満	14番	岡島義広
7番	池山春雄	15番	安藤茂市
8番	高柳由宗	16番	坪井善樹

欠席者 なし

事務局 3名

事務局長	早川	建設課長
事務局員	江崎	係長
事務局員	富田	主任

## 5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 議案  
(1) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について
- ⑤ 報告事項  
(1) 農地法第3条届出受理状況について  
(2) 農地法第4条届出受理状況について

## 6. 配布資料

- ①資料 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について
- ②資料1 農地法第3条届出受理状況について
- ③資料2 農地法第4条届出受理状況について

## 7. 議事内容

### 【開会】

事務局長

本日は、お忙しい中、農業委員会に参集していただきましてありがとうございます。

定刻より早いですが、只今より令和3年度第7回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に配布したものと前回配布した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について」であります。よろしかったでしょうか。

それでは、会長よりごあいさつ申し上げます。

### 【会長あいさつ】

安藤会長

おはようございます。すっかり秋になりまして、米の収穫も順調に進んでいると思います。今年は新型コロナウイルス感染症によって、運動会やまつりなど地区の行事が中止となり、季節感に乏しく寂しく

感じます。コロナの感染状況は最近落ち着いてきており、この状況が続いてほしいですが、年末年始あたりにまた波がくるのではないかと  
言われております。なんとか感染拡大せず以前の生活に戻ればいいな  
と思います。

本日は、議案1件、報告事項2件であります。よろしく願いいた  
します。

#### 【出席人数確認】

安藤会長

それでは、総会に入ります。まず出席者ですが、農業委員16名中  
出席者16名で定足数に達しておりますので、ただ今から農業委員会  
総会を開会します。

#### 【議事録署名者指名】

安藤会長

議事録署名者を指名いたします。

1番 鈴木康由委員と2番 筒井直樹委員を議事録署名者に指名し  
ますのでよろしくお願いいたします。

#### 【議 案】

安藤会長

本日の議案は1件です。それでは、議案第6号について、事務局の  
説明を求めます。

事務局

それでは議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想  
の変更について、ご説明します。

#### 【農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について説明】

基本構想（案）については、9月28日開催の第6回農業委員会総  
会で内容の説明をしたとおりです。

この農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、豊山町案ですが、これは国の農業経営基盤強化促進法第6条によって、市町村はこの構想を定めることができるということになっています。この計画、構想の体系といたしましては先行上位計画としてまず国の法律があって、それに基づいた基本要綱がございます。そして、それに基づいて県が定める農業経営基盤強化促進方針という方針があります。その基本方針に基づいてさらに豊山町で、策定をするという体系で計画ができております。計画期間につきましては概ね5年ごとに、そしてその後の10年間を見通した計画にするようにということがございまして、豊山町では先に平成24年3月に策定しています。今回は令和3年4月1日に愛知県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が変更され、効率的かつ安定的な農業経営の目標の変更。新規就農者の確保目標数を変更等がございます。農業経営基盤強化促進法の第6条第3項によると、愛知県が基本方針を変更した場合、豊山町では愛知県の計画と整合をとることが求められております。そのため変更するものです。

最終的には、県の同意を経て決定するものでございますけれども、農協と農業委員会の意見を得ることとされております。

前総会にて配らせていただいた新旧対照表で赤い文字で書かれた修正部分について、農業委員会から意見及び回答をいただきたいです。この1か月の間、ご指摘いただいたことは文書の体裁についてが主な内容であり、基本構想の内容に対してご意見等はありませんでした。

今後のスケジュールといたしまして、本日基本構想（案）に基づき総会にて議案として上程しております。豊山町農業委員会から意見聴取及び回答をいただきます。その回答と尾張中央農業組合及び西春日井農業組合の回答をもち愛知県と協議をします。11月末頃に愛知県から回答があり、12月に公告するということになりますのでよろしく申し上げます。

よろしくご審議をお願いします。

安藤会長

議案第6号の説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A委員

農業経営の目標及び新規就農者の確保・育成目標において、本町の新規就農者の確保目標は1名となっています。この目標について、目途はありますか。

事務局

新規就農者の確保について、現段階では目途はありません。

A委員

豊山町の農業は、自作ではなく農協委託が多いです。このような状況の中において、新規就農者の確保は有効だと考えます。

B委員

基本構想（案）の内容について、町の農業の実情と合わないように思います。

C委員

愛知県の中でも農業が盛んな地域には必要な構想だと思いますが、豊山町にはそぐわないのではないかと。

事務局

愛知県としては県全体の農業という考え方のもと、県下市町村の統一的な構想を作成するということがあります。また、豊山町においても農業経営基盤に関する基本的な考えを持っておく必要がありますので、基本構想を作成しております。

安藤会長

他に質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について、「異議なし」と回答することとしてよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。

『賛成多数』

安藤会長

賛成多数により、「異議なし」と回答することとします。

以上で議案を終わります。

**【報告事項】**

安藤会長

それでは、報告事項の農地法第3・4条の届出の受理状況について事務局の説明を求めます。

事務局

はい、それではまず始めに3条届出です。3条届出は、相続等による農地の権利移動の届出です。

**【資料1 農地法第3条届出受理状況朗読】**

次に、農地法第4条の届出受理状況について、説明します。

4条届出は、市街化区域内の権利移動を伴わない転用の届出です。

**【資料2 農地法第4条届出受理状況朗読】**

以上で、届出受理状況の説明を終わります。

安藤会長

農地法第3・4条の届出受理状況についての報告が終わりました。  
ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

安藤会長

質問もありませんので報告事項の農地法第3・4条届出受理状況についての報告を終了します。

【閉 会】

安藤会長

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。

事務局からその他、何かありますか。

8. その他

事務局

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：令和3年11月26日（金）午前9：30開始

場所：役場2階 会議室1

資料：11月16日頃郵送予定。

(2) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

(午前10時04分終了)

9. 農地転用件数

9月農地転用件数					農地転用累計			
農地法適用条項		件数	面積㎡	地区	農地法適用条項	件数	面積㎡	
3条	許可	1	517.00	青山	3条	許可	4	2,465.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	6	6,324.61
		1	198.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	8	2,303.00
		2	1,272.00	豊場				
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	4	2,945.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	28	10,513.00
		0	0.00	豊場				

※ 累計については令和3年1月～令和3年12月（再申請分を含む）

議事録署名人 （会長及び出席委員2名）

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政係の窓口で縦覧することができます。

## 豊山町農業委員会総会次第

日 時 令和3年10月28日(木)  
午前9時30分～  
場 所 豊山町役場3階 会議室3・4

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名者指名
- 4 議 案  
(1) 議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更  
について
- 5 報告事項  
(1) 農地法第3条届出受理状況について  
(2) 農地法第4条届出受理状況について